

令和3年4月26日

保護者各位

江別市長 三好 昇

新型コロナウイルス感染症の対応について（お願い）

日頃から教育・保育施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

国内では首都圏、関西圏を中心に感染の急拡大の状況にある中、道内でも札幌市を中心に感染者が増加傾向にあり、江別市内においても感染者の発生が引き続き確認されているところです。

今後におきましても、引き続き教育・保育施設における感染防止及び感染者発生時に速やかな対応を行うため、下記の点について、あらためて協力をお願いいたします。

なお、今後、状況に応じて対応を変更する場合には、再度お知らせいたします。

記

1 施設への連絡について

お子様や同居家族が下記に該当する場合は、必ず施設にご連絡してください。その際には、施設からの聞き取りにご協力をお願いいたします。

- ① 感染が判明した場合
- ② 濃厚接触者に特定された場合
- ③ PCR検査等の対象者となった場合
- ④ 発熱、咳等の風邪症状があり、体調不良の場合（新型コロナウイルスの感染が疑われる場合）

2 市への情報提供について

施設から市へ上記の情報を提供することにご了解ください。提供された情報は新型コロナウイルス感染対応のみに利用し、それ以外の目的では使用いたしません。

3 施設をお休みいただく期間について

「1施設への連絡について」に該当する場合、下記の期間はお休みいただきますようお願いいたします。

No.	状 況	休みいただく期間
①	お子様が新型コロナウイルスに感染した	治癒または保健所から指導のあった健康観察期間の間
②	同居家族が感染した・お子様が濃厚接触者となった	感染者と最後に濃厚接触した日から2週間または保健所から指導のあった健康観察期間の間
③	同居家族が濃厚接触者となった	保健所から指導のあった健康観察期間の間 (本来、お子様に行動の制限はありません。感染拡大回避のための措置としてご理解ください。)
④	お子様や同居親族がPCR検査等を受ける(②及び③に該当する場合を除く)	検査結果(陰性)が判明するまでの間
⑤	お子様や同居親族に発熱、咳等の風邪症状があり体調不良(新型コロナの感染が疑われる場合)	発熱、咳等がなくなり24時間以上経過するまでの間

4 保育料の日割り減額について

「3施設のお休み期間について」に該当しお休みした場合は、保育料の日割り減額の対象となります。

保育料が減額対象となる場合は、施設からお休みした日数を報告していただきますので、保護者様からの江別市への申請は不要です。返金などの具体的な内容については、保育園については市から、認定こども園・地域型保育事業所については、各園からご連絡いたします。

【計算式】

減額後の保育料＝保育料(月額)×「3施設のお休み期間について」に該当し、休んだ期間を除く開園日数÷25日(10円未満端数切捨て)

5 その他

- (1) 施設を利用するお子様や職員が新型コロナに感染した場合には、保健所の調査の結果により施設の全部又は一部の休園を行い、必要な対策を講じることとなりますので、ご承知おきいただくとともに、休園の際には家庭保育等のご協力をお願いいたします。
- (2) お子様の体調管理にご協力をお願いいたします。毎日検温を行っていただき、発熱、咳等の風邪症状がみられて体調不良の場合には、保育所等をお休みさせていただきます。
- (3) 万が一、他のお子様や保護者等、保育施設関係者が新型コロナウイルス感染症に感染してしまった場合、その関係者に対しての偏見や差別が生じないようにご配慮をお願いいたします。

お問合せ先

江別市健康福祉部
子育て支援室子ども育成課
電話：011-381-1030（直通）